

## ＜サービス利用料金＞

- 1) 指定相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は利用者の自己負担はありません。
- 2) 事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者には「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。

項目	単位/月	項目	単位/月
サービス利用支援費（Ⅰ）	1522	利用者負担上限額管理加算	150
サービス利用支援費（Ⅱ）	732	入院時情報連携加算（Ⅰ）	200
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1260	入院時情報連携加算（Ⅱ） ※1	100
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606	退院・退所加算 ※2	200
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1864	地域生活支援拠点等相談強化加算 ※3	700
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1764	行動障害支援体制加算 ※4	35
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1672	要医療児者支援体制加算 ※5	35
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1622	精神障害者支援体制加算 ※6	35
		初回加算 ※7	300
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1613	集中支援加算 ※8	300
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1513	居宅介護支援事業所等連携加算 ※9	300①②
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1410		100③
機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1360	地域体制強化共同支援加算	2,000
		ピアサポート体制加算	100
主任相談支援専門員配置加算	100	医療・保育・教育機関等連携加算	100
		サービス担当者会議実施加算	100
		サービス提供時モニタリング加算	100

※1 ご利用者お一人につき、1月に1回を限度。（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定は致しません。

※2 ご利用者お一人につき、入院、入所中に3回を限度。初回加算の算定時は算定致しません。

※3 地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入の対応を行った場合算定致します。（月4回を限度）

※4 強度行動障害支援者養成研修（実践）研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合算定致します。

す。

※5 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合算定致しません。

※6 地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置した上で、その旨を公表している場合算定致します。

※7 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定致します。

※8 サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの条件を満たす支援を行った場合に算定致します。(会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算の算定時は算定致しません)

①障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合。

②利用者本人及び障害福祉サービス事業所等が参加するサービス担当者会議を開催した場合。

③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合。

※9 サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に介護保険の居宅介護支援事業所等への引継に一定期間を要する者に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合算定致します。(初回加算の算定時は算定致しません)

①当該月に2回以上、利用者の居宅等に訪問し利用者及び家族と面接を行った場合

②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合(この目的のために作成した文書に限る)

1 単位単価あたり、10.18 円(地域区分)が掛かります。